【様式１】

受付番号

　　年　　月　　日

全国中小企業団体中央会会長　殿

中国ブロック地域事務局長　殿

　応募者

幹事企業（〒　　　　－　　　　　）

本社所在地

補助事業の実施場所

（※本社所在地と異なる場合のみ記載）

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

連携先１（〒　　　　－　　　　　）

本社所在地

補助事業の実施場所

（※本社所在地と異なる場合のみ記載）

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

連携先２（〒　　　　－　　　　　）

本社所在地

補助事業の実施場所

（※本社所在地と異なる場合のみ記載）

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

平成３１年度ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金事業計画書の提出について

【地域経済牽引型】

　平成３１年度ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金に係る補助金の交付を受けたいので、公募要領に定める要件、注意事項等に全て了解した上で、下記１．から２．の書類を添えて提出します。

　また、当社は「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」の交付を受ける者として下記３．に定める不適当な者のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１．【様式２】事業計画書

２．決算書（直近２年間の貸借対照表、損益計算書（特定非営利活動法人の場合は活動報告書）、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表）

３．ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金の交付を受ける者として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

　　注１．計画書の用紙サイズは、Ａ４判の片面印刷とし、決算書・パンフレット・定款など他の提出書類とともに左側に縦２穴で穴を開け（ホッチキス止め不可）、一部ずつ紙製のフラットファイルに綴じ込んでください。なお、【様式１】【様式２】あわせて１５ページまでとしますが、記載分量で採択を判断するものではありません。

　　注２．【様式１】は対象類型（革新的サービス、ものづくり技術）共通です。幹事企業を筆頭に、連携体参加企業の郵便番号、本社所在地、商号又は名称、代表者役職・氏名を連記し、各事業者の代表印の押印してください。【様式２】や添付書類は、各事業者での提出が必要となります（該当する対象類型の様式を使用してください。連携体内の事業者ごとに、革新的サービス、ものづくり技術をまたぐことも可能です）。

**＜該当要件の内容＞**

※　以下の項目について、①補助率２／３要件、②補助上限額の増額要件を満たす場合にはチェックを　つけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| ①補助率２／３要件  ＜該当する場合は☑＞ | □ 平成３０年１２月２１日以降に申請し、「従業員一人当たりの付加価値額（＝労働生産性）」を年率３％以上向上する地域経済牽引事業計画の承認を取得（予定） |
| ②補助上限額の増額要件  ＜該当する場合は☑＞ | □ 事業遂行に必要な専門家の活用を希望する  （※）１者でも該当する場合は☑が必要です。該当する連携体参加事業者は、それぞれ自社の事業計画書に専門家の活用がどう寄与するか記載してください。 |

**＜連携体全体の経費一覧表＞**

※　連携体参加事業者の補助金交付申請額の内訳を記載してください。

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 参加事業者の名称 | 補助金交付申請額（税抜き） | | |
| 基本補助金額  （1,000万円以内） | 事業遂行に必要な  専門家活用増額分  （30万円） | 計 |
| 幹事企業 |  |  |  |  |
| 連携先１ |  |  |  |  |
| 連携先２ |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 | 社 |  |  |  |

注．個者ごとの補助上限額である１，０００万円に加え、事業遂行に必要な専門家活用をする場合は補助上限額３０万円増額が可能になります。